

電子納品に係る特記仕様書作成例（参考）

■土木工事の場合

特記仕様書に以下の内容を記載する。

工事完成図書の電子納品

1. 本工事は、天童市電子納品取扱要領に規定する電子納品の対象工事とする。
2. 対象書類、検査方法等については、天童市電子納品取扱要領に基づき、契約締結後の工事着手前に「天童市電子納品運用マニュアル」に定める「電子納品事前協議チェックシート」を用いて、監督職員と協議し決定するものとする。
3. 要領・マニュアルは、天童市ホームページから入手できる。
天童市ホームページ (<https://www.city.tendo.yamagata.jp>)
 - 事業・産業
 - 入札・契約
 - 建設工事技術関連情報
 - 天童市の電子納品

情報共有システム利用の対象工事

1. 本工事は、情報共有システムを利用する対象の工事であり、情報共有システムを利用することを原則とする。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、通信回線の確保が出来ない等の理由により利用することが困難と判断した場合は、この限りでない。
 2. 情報共有システム利用に関する費用については、共通仮設費の率分に含まれる。また、登録料及び利用料については、受注者が支払うものとする。
 3. 情報共有システムの利用については、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
 4. これらに定められていない事項は、監督職員と協議するものとする。
 5. 要領・ガイドラインは、山形県のホームページから入手できる。
山形県のホームページ (<https://www.pref.yamagata.jp>)
 - 組織から探す
 - 県土整備部
 - 建設企画課
 - CALS/EC
 - 山形県の情報共有
-

■建築工事の場合

特記仕様書に以下の内容を記載し、電子納品に係る特記事項を添付する。

本工事における電子納品については、「電子納品に係る特記事項」に基づくものとする。

電子納品に係る特記事項

●工事完成図書の電子納品対象工事の場合

1. 本工事は、天童市電子納品取扱要領に規定する電子納品の対象工事とする。
2. 対象書類、検査方法等については、天童市電子納品取扱要領に基づき、契約締結後の工事着手前に「天童市電子納品運用マニュアル」に定める「電子納品事前協議チェックシート」を用いて、監督職員と協議し決定するものとする。
3. 要領等は、天童市ホームページから入手できる。<https://www.city.tendo.yamagata.jp>
 - 事業・産業
 - 入札・契約
 - 建設工事技術関連情報
 - 天童市の電子納品

●情報共有システム利用の対象工事の場合

1. 本工事は、情報共有システムを利用する対象の工事であり、情報共有システムを利用することを原則とする。ただし、契約締結後に受注者が監督職員と協議し、通信回線の確保が出来ない等の理由により情報共有システムを利用することが困難と判断した場合は、この限りではない。
2. 情報共有システム利用に関する費用については、共通仮設費の率分に含まれる。また、登録料及び利用料については、受注者が支払うものとする。
3. 情報共有システムの利用については、「山形県情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。
4. これらに定められていない事項は、監督職員と協議するものとする。
5. 要領等は、山形県のホームページから入手できる。<https://www.pref.yamagata.jp>
 - 組織から探す
 - 県土整備部
 - 建設企画課
 - CALS/EC
 - 山形県の情報共有